

令和4年7月15日

十和田市農林商工部
商工観光課観光係
電話番号：0176-51-6771（直通）

十和田市市民の家の指定管理者の募集について

十和田市市民の家の指定管理者を、下記のとおり募集することにいたしましたので、お知らせいたします。

記

1 対象施設

名 称	位 置
十和田市市民の家	十和田市大字法量字焼山 64 番地 164

2 設置目的

市民の健康の維持増進を図り、もって福祉の向上に資するため、十和田市市民の家を設置したものである。

3 指定管理者が行う業務

別冊「十和田市市民の家指定管理業務基準書」のとおり。

4 応募の資格・条件

- (1) 応募者は、法人その他の団体又は複数の法人によるグループ（以下「法人等」という。）とし、個人での応募はできません。
- (2) 法人等が次の事項に該当する場合は、応募することができません。
 - ア 十和田市内に事務所を置いていない場合
 - イ 代表者又は役員に法律行為を行う能力を有しない者がいる場合
 - ウ 代表者又は役員に破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる場合
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により一般競争入札等の参加を制限されている場合
 - オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定管理者としての指定の取消しを受けてから2年を経過しない場合
 - カ 代表者、役員又はその使用人に刑法（明治40年法律第45号）第96条の6（公契約関係競売等妨害）又は第198条（贈賄）に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検さ

- れ、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者がいる場合
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う法人等である場合
 - ク 代表者、役員又はその使用人に暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者又は暴力団の利益となる活動を行う者がいる場合
 - ケ 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき更正手続又は再生手続をしている法人等である場合
 - コ 国税、都道府県税、市税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等である場合

(3) 提出書類

別紙「提出書類一覧」のとおり。なお、提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。また、提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 申込み方法

ア 提出期間

令和4年8月15日（月）から8月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
受付時間は午前8時30分から午後5時まで

※ 提出書類の確認を行いますので、必ずご持参ください。郵送による申請は受付しません。

イ 提出場所

十和田市西十二番町6番1号
十和田市農林商工部商工観光課観光係
電話番号：0176-51-6771（直通）

ウ 提出部数

正本1部 副本1部（副本に添付する各種証明書は写しでも可とします。）

5 申込みに当たっての留意事項

(1) 様式の入手方法

申請書類は、直接配布又は市ホームページからダウンロードすることができます。

(2) 説明会

説明会を次の日程で開催します。出席を希望する方は、事前に公募説明会参加申込書を8月1日（月）午後5時までに十和田市農林商工部商工観光課観光係に提出してください。

ア 開催日時 令和4年8月3日（水） 午前11時から正午まで

イ 開催場所 十和田市役所本館2階 会議室1

(3) 質問及び回答

この要項に関する質問及び回答は、次により行います。

ア 質問者の資格 本要項中の応募の資格及び条件を満たす者とし、個人及び匿名での質問は受け付けません。

イ 質問の方法

質問の方法	提出日時及び場所
質問票(様式第7号)に質問の要旨を簡潔にまとめ、文書を持参するか、FAX又は電子メールで送信してください。	① 受付期間 令和4年8月15日(月)～8月22日(月) 午前8時30分から午後5時まで (土曜日、日曜日及び祝日は除く。) ② 受付場所等 十和田市西十二番町6番1号 十和田市農林商工部商工観光課観光係 FAX: 0176-22-9799 電子メール: shokokanko@city.towada.lg.jp

ウ 回答の方法

令和4年8月24日(水)午後5時までに回答書を申請書類の持参者全員(質問者全員)にFAX又は電子メールにより送信します。回答書は、この要項と一体のものとし、要項と同等の効力を有するものとしします。

ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、別途連絡します。

回答書は、上記受付場所及び市ホームページで閲覧することができます。

- (4) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- (5) 市が指定管理者の指定等の公表に必要と認める場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとしします。なお、提出された申請書類は理由の如何を問わず返却しません。
- (6) 申請に関する費用は、すべて申請者の負担としします。

6 指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の指定

(1) 指定管理者の候補者の選定方法

十和田市指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の意見を聴取したうえで、市長が指定管理者の候補者を選定します。

審査は、提出された書類により行います。応募件数が1件であっても、選考委員会による審査を行います。

(2) 審査基準

提案内容については、選考委員会が以下の選定基準に基づき審査を行います。

- ① 市民の平等な利用を確保できること。
- ② 施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができること。
- ③ 当該申請に係る事業計画に沿った管理を適正かつ確実に行う能力を有していること。
- ④ 提案された管理運営計画の内容が優れていて、かつ確実に遂行できると認められること。
- ⑤ 収支計画が妥当で運営経費が適正であり、経費の縮減が期待できること。

(3) 候補者の選定結果の通知

指定管理者の候補者の選定結果については、申請者に文書で通知します。

(4) 市議会の議決

指定管理者の候補者は、令和4年第4回定例会（予定）の議決を経て、指定管理者に指定されますが、議決の結果、指定されない場合があります。

(5) 公表

市長は、上記(4)により指定管理者を指定したとき、又は指定できなかったときは、その旨を指定管理者の候補者に文書で通知するとともに、指定に係る結果を公表するものとします。

(6) 協定の締結

市は、指定管理者の指定後に、指定管理者と施設の管理に関する細目的事項を協議し、協定を締結します。

ア 基本協定 指定期間全体を通じて適用する事項

イ 年度協定 年度ごと（4月1日から翌年3月31日まで）に適用する事項

7 利用料金制度の導入

施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制度により、指定管理者の収入とします。

<参考：使用料収入実績額>

令和元年度決算額：	8,752 千円/年	（消費税及び地方消費税を含む。）
令和2年度決算額：	8,065 千円/年	（消費税及び地方消費税を含む。）
令和3年度決算額：	9,621 千円/年	（消費税及び地方消費税を含む。）

(1) 利用料金収入の決算額が、11(1)に規定する基準額を上回った場合であっても、市は指定管理者に対して精算による返還を求めません。同様に、利用料金収入の決算額が基準額を下回った場合であっても、市は指定管理者に対して不足額の補填は行いません。ただし、災害その他不可抗力に起因する場合は、両者協議を行うものとします。

(2) 利用料金の額は、十和田市市民の家条例に定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めます。

8 指定管理者が行う業務の範囲

別冊「十和田市市民の家指定管理業務基準書」のとおり。

(1) 施設の使用に関する業務

(2) 施設、設備等の維持管理に関する業務

(3) 法令等で定められた手続き等に関すること

(4) 備品の管理（別冊「十和田市市民の家指定管理業務基準書」別紙3「備品一覧表」に掲載する備品を適正に管理すること。）

9 その他

(1) 事業計画及び収支計画書の提出

毎年度、次年度の事業計画書及び収支計画書を作成し、提出してください。

(2) 事業報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務に係る事業報告書を翌年度の4月末までに市に提出してください。

(3) 指定期間終了後に当たっての業務の引継ぎ

指定管理者は、指定管理期間が終了した時は、次の指定管理者が円滑に施設の管理業務を遂行できるように引継ぎを行ってください。

10 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間を予定）

指定の期間は、議会の議決を経て正式に確定します。

11 指定管理料

(1) 指定管理料の基準額

当施設の指定管理料の基準額は、次の基準額を上限とします。

事業計画・収支計画の立案は、基準額の範囲内で提案してください。この基準額を超える提案及び収支が赤字の提案は、失格となるので十分留意してください。

なお、最終的な指定管理料の額は、市と指定管理者が協議を行い、予算の範囲内において年度ごとに協定により決定します。

指定管理期間	年度別基準額
令和5年度	23,563,100円/年（消費税及び地方消費税を含む。）
令和6年度	24,767,600円/年（消費税及び地方消費税を含む。）
令和7年度	24,986,500円/年（消費税及び地方消費税を含む。）
令和8年度	25,097,600円/年（消費税及び地方消費税を含む。）
令和9年度	25,253,800円/年（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 指定管理料における人件費分の積算について

市が積算している指定管理料のうち、人件費分については、従来からの基礎的な人件費分に加えて、市の会計年度任用職員制度に準拠した経験加算（定期昇給）、期末手当及び退職手当掛金（事業主負担分）を上乗せした額として積算しています。

※ 人件費分は、経験加算（定期昇給）の実施においては基本的に増額となりますが、青森県人事委員会の勧告に基づくベースアップ・ベースダウンの反映、指定管理者制度の改正等によっても、経験加算（定期昇給）分とは別に、毎年度、変動（増額又は減額）する場合があります。

(3) 支払方法及び経理区分

ア 支払方法等

支払い方法及び支払回数等については指定管理者との協議で定める。

イ 経理区分

指定管理者は、指定管理業務に係る経理とその他の業務（法人等の固有業務）に係る経理とは必ず区分すること。

12 モニタリング

市は、指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、指定管理者が管理の基準に沿った運営を行っているか、事前計画で示した業務を履行しているかを随時報告や実地調査により点検・評価し、その結果を公表します。

この場合において、管理が良好でないと認められるときは、改善措置を講ずる等の指導を行います。その結果、市の指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の一部又は全部の停止を命じます。

13 問合せ先

〒034-8615

十和田市西十二番町6番1号

十和田市農林商工部商工観光課観光係

電話番号：0176-51-6771（直通）

F A X：0176-22-9799

電子メール：shokokanko@city.towada.lg.jp

提出書類一覧

指定管理者の指定申請に当たっては、次の書類を提出してください。

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② グループ構成員表（様式第2号）
※グループ申請をする場合のみ提出してください。
- ③ 指定管理者指定申請に係る申立書（様式第3号）

- ④ 管理運営事業計画書（様式第4号）

- 1 管理運営の基本的考え方
- 2 管理運営の実施計画
- 3 自主事業の実施計画
- 4 人員体制等
- 5 管理体制等
- 6 収支計画に関する事項
- 7 自由提案

- ⑤ 管理運営事業収支計画書（様式第5号）
- ⑥ 公募説明会参加申込書（様式第6号）
- ⑦ 質問票（様式第7号）

※質問をする場合のみ提出してください。